

6 水管第 3644 号
令和 7 年 3 月 18 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における都道府県別
漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて（諮問第 470 号）

特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能
量又は大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて、別紙の取扱いとしたいので、漁
業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に
基づき、貴審議会の意見を求める。

**令和 7 管理年度における
都道府県漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更について
(するめいか)**

1 背 景

令和 6 管理年度において、するめいかの都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更のうち以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できるとされた。

- (1) 資源管理基本方針別紙に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う国の留保からの配分に伴う都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。以下「融通に関する実施要領」という。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更

2 令和 7 管理年度の取扱い

- (1) 上記 1 (1) の都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。
- (2) 上記 1 (2) の都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更について、引き続き事後報告で対応するとともに、融通に関する実施要領に則り大臣管理区分間で行う融通に伴う大臣管理漁獲可能量の変更についても事後報告で対応できることとする。

3 変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更後の都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、遅滞なく関係する都道府県知事に通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 (1) 及び (2) によるもの以外の都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。